

懇談会の運営について（案）

東北地域における持続可能な未来経済社会実現に向けた懇談会（以下「懇談会」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 第1回及び第2回は書面開催とし、第3回についてはオンライン開催とする。
2. 懇談会における意見の取りまとめは座長の決するところによる。
3. 率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、議事は公開しない。
4. 配布資料は、原則として公開する。
5. 議事要旨については、懇談会後速やかに作成し、原則として公開する。